

## 公示

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成15年細則（調）第8号）に基づき下記のとおり公示します。

2025年11月26日

独立行政法人国際協力機構  
契約担当役 理事  
記

1. 公示件名：ヨルダン国適切な土地管理のための統一国家地理座標システム実現に関する能力強化プロジェクト
2. 競争に付する事項：企画競争説明書第1章1. のとおり
3. 競争参加資格：企画競争説明書第1章3. のとおり
4. 契約条項：  
「事業実施・支援業務用」契約約款及び契約書様式を参照
5. プロポーザル及び見積書の提出：  
企画競争説明書第1章2. 及び6. のとおり
6. その他：企画競争説明書のとおり

# 企画競争説明書

業務名称：ヨルダン国適切な土地管理のための統一国家地理座標システム実現に関する能力強化プロジェクト

調達管理番号：25a00587

## 【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者と行う契約交渉において、協議するものとし、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

2024年10月版となりますので、変更点にご注意ください。

2025年11月26日  
独立行政法人国際協力機構  
国際協力調達部

# 第1章 企画競争の手続き

## 1. 競争に付する事項

(1) 業務名称：ヨルダン国適切な土地管理のための統一国家地理座標システム実現に関する能力強化プロジェクト

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。  
(全費目不課税)

なお、本邦研修（または本邦招へい）に係る業務については、別途「技術研修等支援業務実施契約約款」を適用した契約を締結します。当該契約の最終見積書においては、本体契約と本邦研修（または本邦招へい）に分けて積算してください。

(4) 契約履行期間（予定）：2026年2月～2029年3月

上記の契約履行期間を分割する想定はありませんが、競争参加者は、業務実施のスケジュールを検討のうえ、契約履行期間の分割を提案することを認めます。ただし、分割提案においても、原則、次期契約時に単価の見直しは致しません。

先方政府側の都合等により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定します。

(5) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヶ月を超えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記（4）の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

履行期間37ヶ月未満を想定した場合は以下。

1) 第1回（契約締結後）：契約金額12%を限度とする。

2) 第2回（契約締結後13ヶ月以降）：契約金額の12%を限度とする。

3) 第3回（契約締結後25ヶ月以降）：契約金額の12%を限度とする。

4) 第4回（契約締結後37ヶ月以降）：契約金額の4%を限度とする。

#### （6）部分払の設定<sup>1</sup>

本契約については、1会計年度に1回部分払いを設定します。具体的な部分払の時期は契約交渉時に確認しますが、以下を想定します。

- 1) 2026 年度（2026 年 10 月頃）
- 2) 2027 年度（2027 年 10 月頃）
- 3) 2028 年度（2028 年 10 月頃）

## 2. 担当部署・日程等

### （1）選定手続き窓口

国際協力調達部 契約推進第一課/第二課

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

### （2）事業実施担当部

社会基盤部 都市・地域開発グループ 第三チーム

### （3）日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	日程
1	資料ダウンロード期限	2025年12月2日 まで
2	企画競争説明書に対する質問	2025年12月3日 12時まで
3	質問への回答	2025年12月8日まで
4	本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出期限日	2025年12月19日 12時まで
5	評価結果の通知日	2026年1月6日まで
6	技術評価説明の申込日（順位が第1位の者を除く）	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日まで (申込先： <a href="https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM">https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM</a> ) ※2023年7月公示から変更となりました。

## 3. 競争参加資格

### （1）各種資格の確認

<sup>1</sup> 各年度の進捗に伴う経費計上処理のため、実施済事業分に相当した支払を年度ごとに行う必要があります。

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

#### (2) 利益相反の排除

以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

「適切な土地管理のための電子基準点(CORS)構築プロジェクト詳細計画策定調査(評価分析)」(調達管理番号: 24a01091)の受注者(株式会社ファルチザン)及び同業務の業務従事者

#### (3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員(代表者を除く。)については、上記(1)の2)に規定する競争参加資格要件のうち、1) 全省庁統一資格、及び2) 日本登記法人は求めません(契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります)。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届(様式はありません。)を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

### 4. 資料の配付

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」に示される手順に則り各自ダウンロードしてください。

[https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER\\_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB\\_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf](https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

提供資料:

- ・第3章 プロポーザル作成に係る留意事項に記載の配付資料

## 5. 企画競争説明書に対する質問

### (1) 質問提出期限

- 1) 提出期限：上記2. (3) 参照
- 2) 提出先 : <https://forms.office.com/r/gvf1AH5Qns>

公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

### (2) 質問への回答

上記2. (3) 日程の期日までに以下の JICA ウェブサイト上に掲示します。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

## 6. プロポーザル等の提出

### (1) 提出期限：上記2. (3) 参照

### (2) 提出方法

国際キャリア総合情報サイトPARTNERを通じて行います。

(<https://partner.jica.go.jp/>)

具体的な提出方法は、JICAウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER操作マニュアル」をご参照ください。

([https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER\\_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB\\_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf](https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf))

#### 1) プロポーザル・見積書

- ① 電子データ (PDF) での提出とします。
- ② プロポーザルはパスワードを付けずに格納ください。  
本見積書と別見積書はPDFにパスワードを設定し格納ください。 ファイル名は「24a00123\_〇〇株式会社\_見積書（または別見積書）」としてください。
- ③ 評価点の差が僅少で価格点を計算する場合、もしくは評価結果順位が第一位になる見込みの場合のみ、パスワード送付を依頼します。パスワードは別途メールでe-koji@jica.go.jpへ送付ください。なお、パスワードは、JICA国際協力調達部からの連絡を受けてから送付願います。
- ④ 別見積については、「第3章4. (3) 別見積について」のうち、1) の経費と2)～3) の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてください（ファイルを分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくようお願いします）。
- ⑤ 別提案書（第3章4. (2) に示す上限額を超える提案）がある場合、PDFにパスワードを設定し格納ください。なお、パスワードは、JICA国際協力調達部からの連絡を受けてからメールでe-koji@jica.go.jpへ送付願います。

(3) 提出先

国際キャリア総合情報サイトPARTNER (<https://partner.jica.go.jp/>)  
(ただし、パスワードを除く)

(4) 提出書類

- 1) プロポーザル・見積書
- 2) 別提案書（第3章4. (2) に示す上限額を超える提案がある場合）

## 7. 契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙4の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1 「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2 「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3 「業務管理グループ制度と若手育成加点」

技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格となります。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

また、第3章4. (2) に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず（プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします）、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

(1) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 業務管理グループ制度及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）としてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

2) 価格点

各プロポーザル提出者の評価点（若手育成加点有の場合は加点後の評価点）について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

## 8. 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記2.（3）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

## 9. フィードバックのお願いについて

JICAでは、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用Formsをご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

## 第2章 特記仕様書（案）

本特記仕様書（案）に記述されている「脚注」及び本項の「【1】本業務に係るプロポーザル作成上の留意点」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書IIとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

### 【1】 本業務に係るプロポーザル作成上の留意点

不明・不明瞭な事項はプロポーザル提出期限日までの質問・回答にて明確にします。

プロポーザルに一般的に記載されるべき事項、実施上の条件は「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」を参照してください。

#### 1. 企画・提案を求める水準

##### 【JICAが主な活動レベルまでを提示する場合】

□ 応募者は、本特記仕様書（案）に基づき、発注者が相手国実施機関と討議議事録（以下、「R/D」）で設定したプロジェクトの目標、成果、主な活動に対して、効果的かつ効率的な実施方法及び作業工程を考案し、プロポーザルにて提案してください。

#### 2. プロポーザルで特に具体的な提案を求める内容

➢ 本業務において、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.（2）「2）業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で、次のリストの項目について、具体的な提案を行ってください。詳細については本特記仕様書（案）を参照してください。

No.	提案を求める事項	特記仕様書（案）での該当条項
1	統一国家地理座標系が地籍測量の現場で持続的に使用されるために、実施機関が講じるべき工夫や取り組み及びそれらを踏まえた本業における活動方針	第3条2.（3）

2	技術者および管理者のテクニカル・キャパシティとコア・キャパシティの両面からのキャパシティビルディングの実施方針及び内容	第3条2. (7) <sup>2</sup>
3	本事業で整備する統一国家地理座標系を、民間企業や学生による活用を通じてヨルダン社会に普及・定着させるために実施機関が担う活動を通じた普及方策や促進の工夫	第3条2. (8) <sup>3</sup>

### 3. その他の留意点

- プロポーザルにおいては、本特記仕様書（案）の記載内容と異なる内容の提案も認めます。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリットについての説明を必ず記述してください。
- 現地リソースの活用が現地業務の効率的、合理的な実施に資すると判断される場合には、業務従事者との役割分担を踏まえた必要性と配置計画を含む業務計画を、プロポーザルにて記載して下さい。現行のコンサルタント等契約制度において、現地リソースの活用としては以下の方法が採用可能です。
  - ① 特殊傭人費（一般業務費）での傭上。
  - ② 直接人件費を用いた、業務従事者としての配置（個人。法人に所属する個人も含む）（第3章「2. 業務実施上の条件」参照）。
  - ③ 共同企業体構成員としての構成（法人）（第1章「3. 競争参加資格」参照）。
- 現地再委託することにより業務の効率、精度、質等が向上すると考えられる場合、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGOに再委託して実施することを認める場合があります。本特記仕様書（案）記載の項目・規模を超えて現地再委託にて実施することが望ましいと考える業務がある場合、理由を付してプロポーザルにて提案してください。
- プロポーザル作成にあたっては、本特記仕様書（案）に加えて、詳細計画策定調査報告書等の関連資料を参照してください。

<sup>2</sup> 関連条項：第4条2. (1) (2)、成果3の活動3-1、活動3-2に係る活動

<sup>3</sup> 関連条項：第4条2. (1)、成果3の活動3-3、活動3-4に係る活動

## 【2】特記仕様書（案）

（契約交渉相手方のプロポーザル内容を踏まえて、契約交渉に基づき、最終的な「特記仕様書」を作成します。）

### 第1条 業務の目的

「第2条 業務の背景」に記載する技術協力事業について、「第3条 実施方針及び留意事項」を踏まえ、「第4条 業務の内容」に記載される活動の実施により、相手国政府関係機関等と協働して、期待される成果を発現し、プロジェクト目標達成に資することを目的とする。

### 第2条 業務の背景

別紙1「案件概要表」のとおり。

- ・詳細計画策定調査実施時期：2025年6月～7月
- ・RD署名：2025年10月8日

▣別紙1「案件概要表」と本紙「【2】特記仕様書（案）」の記載間の齟齬がある場合は、本紙「【2】特記仕様書（案）」の記載が優先される。

### 第3条 実施方針及び留意事項

#### 1. 共通留意事項

別紙2「共通留意事項」のとおり。

#### 2. 本業務に係る実施方針及び留意事項

##### （1）事業の目的と基本方針

本事業は、ヨルダンにおける統一国家地理座標系の導入および普及、ならびに電子基準点（Continuously Operating Reference Station、以下「CORS」という。）ネットワークの利活用に係る能力強化を通じて、持続可能な経済成長の促進を目的とするものである。事業終了後も、関係機関による継続的な運営・維持管理および座標系の利活用が可能となるよう、国際地球基準座標系

（International Terrestrial Reference Frame。以下、「ITRF」という。）への移行を含めた計画的支援を行う。また、プロジェクト期間中は、進捗状況のモニタリングと必要に応じた改善を継続的に実施する。

##### （2）現状の課題と座標の統合

現在、国土測量局（Department of Lands and Survey。以下、「DLS」）が管理

する地籍図においては、「Cassini (Palestine1928)」および「JTM (Jordanian Geodetic Datum 1982)」の二つの座標系が使用されている。また、DLSはWGS84に基づく座標系「WGS84-AM」を用いて約20基のCORSを運用しており、民間セクターにおいても4社が40基以上のCORSを運用し、ネットワーク型RTK補正情報サービスの配信にあたっての補正パラメータを自社で管理している。

このように、測地基準座標系の統一は道半ばであり、国際プロジェクトでの座標混乱や、年間150万件以上に及ぶ土地取引における現場での調整など、実務上の課題が顕在化しているとされている。

過去にはEUにより地籍図におけるITRFへの変換方法が提示されており、ヨルダン側も変換の実施の意向を示しているが、座標の変換は未完了である。

### (3) ITRFへの移行と技術的・制度的支援<sup>4</sup>

本事業では、DLSおよび民間セクターが運用するCORSの位置座標を王立ヨルダン地理センター (Royal Jordanian Geographic Center。以下、「RJGC」) がITRFに基づいて付与し、事業終了後にヨルダン側が段階的に、衛星測位における統一国家地理座標系の運用を開始できるよう支援する。また、事業期間中において、地籍図における実践的な座標変換手法の検討に参加し、現実的な移行について助言を行う。単なる技術導入にとどまらず、行政手続きや法制度の中での実践を考慮した支援を行う。

### (4) 関係機関との連携と調整

本事業の実施にあたっては、学術機関、登録測量士を含む他機関との連携が不可欠である。

また、カウンターパートがDLSとRJGCの2機関であることから、それぞれの役割に応じた活動の調整が求められる (R/Dにおいて役割分担概要は規定済み)。機材の設置および運用に関しては、責任の所在を明確にするとともに、全球測位衛星システム (Global Navigation Satellite System。以下、「GNSS」) 管理ソフトウェア等引引き渡し後の運用についても、プロジェクト期間内に必要な支援を行うものとする。

さらに、CORSや地理座標系の整備を通じた地籍制度の改善、およびそれに基づく

---

<sup>4</sup> 本業務では、国際地球基準座標系 (International Terrestrial Reference Frame: ITRF) に基づく統一国家地理座標系を構築し、事業終了後も登録測量士による地籍測量において継続的に活用されることが求められる。

この前提のもと、統一国家地理座標系が地籍測量の現場で持続的に使用されるために、実施機関が講じるべき工夫や取り組み及びそれらを踏まえた本業務における活動方針について、プロポーザルで提案してください。

適切な土地管理の実施を目指す他ドナーによる案件等についても積極的に情報収集を行い、本事業の活動に活用する。

#### (5) CORS 及び RJGC データセンターの整備

CORSの設置場所及び仕様詳細は、カウンターパートとの協議により決定する（R/Dにて候補地域と概要指定済み）。地理的条件や通信環境を考慮し、事前調査に基づいて適切な仕様を策定する。CORSおよびRJGCデータセンターの設備一式（データ収集・蓄積・管理、ユーザー管理、データ配信のためのソフトウェアとサーバ）は受注者が調達し、2026年7月までの整備完了を目標とする。以上を踏まえ、調達方針およびリスクとその軽減策を検討する。

#### (6) 地籍測量の実施

統一国家地理座標系の普及を目的として、ITRFに即したCORSによる地籍測量を実施する。本測量は、カウンターパートや関係者が獲得した技術の実践の場とするものであり、本事業では、座標系の変換から地籍測量までのプロセス、リスクと軽減策、実施スケジュールを明確にすることが求められる。この際、ヨルダン国の法制度面も考慮する。

#### (7) 技術者育成と研修活動

本事業では、技術者に対する研修を実施する。本邦研修等の能力強化プログラムを通じ、技術者および管理者のテクニカル・キャパシティとコア・キャパシティ<sup>5</sup>の強化を図る。特にコア・キャパシティについては、統一国家地理座標系の継続的な運用を可能とするため、予算措置や制度設計、組織内の運用体制の整備が求められている。<sup>6</sup>

研修内容は、ITRFへの理解と変換方法、CORSネットワークの運用・保守、データセンターの活用、GNSS管理ソフトウェアの操作方法等の実務的な内容に重点を置く。

民間事業者や測量士協会に属する測量士の参加も検討し、事業終了後に業界を指導できる人材の育成を図る。研修は現地セミナー5回、本邦研修（技術者向け・

---

<sup>5</sup>キャパシティ・アセスメント・ハンドブック

[https://www.jica.go.jp/activities/issues/governance/\\_icsFiles/afieldfile/2023/11/20/200809\\_aid\\_00.pdf](https://www.jica.go.jp/activities/issues/governance/_icsFiles/afieldfile/2023/11/20/200809_aid_00.pdf)

<sup>6</sup> このため、ヨルダンおよび実施機関における技術的・制度的な現状を踏まえ、両面からのキャパシティビルディングをどのような内容・方針で実施するかについて、プロポーザルで具体的に提案してください。その中でも特に重要となるポイントや、持続的な運用を可能とするための工夫についても併せて提案ください。

管理者向け) 各1回の計2回を予定している。

#### (8) 利活用促進と広報活動<sup>7</sup>

統一座標系および CORS データの利活用促進を目的として、セミナー、ワークショップ、ハッカソンを実施する。セミナーでは地籍測量や CORS 事業の関係者を対象に理解促進を図り、ワークショップでは研修参加者が学んだ内容を実践・応用する場とする。ハッカソンでは学生や民間から広く参加者を募り、新規アイデアの創出を促す。開催時期・場所・内容・対象者・規模は業務開始後にカウンターパートと協議し、JICA と方針確認のうえで決定する。広報活動においては、効果的な媒体を活用し、国内で広く周知を図るとともに、利活用促進に資する工夫を施す。

#### (9) RJGC 職員における軍関係者関与時の対応について

本事業のカウンターパートである RJGC は民生組織であるが、一部、軍からの出向者等、軍関係者が在籍している。本事業に関わる職員は全て民生であることを RJGC に確認済であるが、プロジェクト活動を進めるにあたり、軍関係者関与の可能性があれば、遅滞なく JICA に報告する。

### 第4条 業務の内容

#### 1. 共通業務

別紙3「共通業務内容」のとおり。

#### 2. 本業務にかかる事項

##### (1) プロジェクトの活動に関する業務

###### ① 成果1（統一国家地理座標系の決定）に関する活動

活動1-1：適切な土地管理のための既存の CORS ・データセンターのレビュー

一・改善

活動1-2：ITRFと調和したヨルダンの CORS の座標プロダクト計算を可能にする CORS の設置

活動1-3：ITRFと調和した CORS の座標プロダクト計算のためのデータセンタ

<sup>7</sup> 本業務では、RJGC や DLS といった公的機関に限らず、学生や民間セクター（登録測量士や測量機器会社、測量会社を含む）による統一国家地理座標系の積極的な活用を促進することを目指している。特に、ハッカソン等の活動を通じて、ヨルダン国内で実現可能な CORS データの利活用に関する新たなビジネスモデルや官民連携のアイデアが創出されることが期待される。

については、本事業で整備する統一国家地理座標系を、民間企業や学生による活用を通じてヨルダン社会にどのように普及・定着させるかについて、実施機関が担う活動を通じた普及方策や促進の工夫を含めて、プロポーザルで提案してください。

## 一の設置

活動1-4：CORS・データセンターの維持管理のための計画・マニュアルの策定・実施

活動1-5： 統一国家地理座標系に向けたDLSの計画のレビュー・促進

### ② 成果2（戦略的パートナーシップによる統一国家地理座標系の普及促進）に 関わる活動

活動2-1：ITRFと調和した統一国家地理座標系のための、RJGCとDLSの間の  
CORSに係る定期的な技術交流や維持管理協力の体制構築

活動2-2：RJGCによる統一国家地理座標系の公式導入

活動2-3：統一国家地理座標系と調和した民間セクターのCORS座標を計算す  
るRJGCによるサービスの実施

活動2-4：統一国家地理座標系に基づく新たな土地登記測量の実現

活動2-5： 統一国家地理座標系のより広範な利活用を可能にする、官民セク  
ター間のCORSに係る定期的な技術交流の体制構築

### ③ 成果3（統一国家地理座標系に関する多分野・多機関の利活用に向けた人材 能力開発）に 関わる活動

活動3-1： 公的セクターの測量士や技術者に対しCORS・統一国家地理座標系  
の研修の実施

活動3-2：民間セクターの測量士に対し該当関係者によるCORSを活用した統  
一国家地理座標系の研修の実施

活動3-3：若年層の学生に対するCORS・地理空間情報の広報活動

活動3-4：CORSの利活用に関するセミナー・ワークショップ・新規アイデア  
を検討するイベントであるハッカソンの実施及びメディアによる啓発

現地セミナーの想定規模は以下のとおり。

目的・研修内 容	プロジェクトの目的・成果達成を支援するもの。
実施回数	約5回
対象者	公的セクター及び民間セクターの測量士、またそのポテン シャルを有する事業者、学生
参加者数	50～100名程度/回の参加を想定する。 (対象者・人数の詳細については、事業開始後、カウンタ ーパートとの協議を踏まえて決定する。)

開催期間	1日/回
実施場所	アンマン市内（会場手配は受注者が行う。）
実施形態	対面・オンライン併用

## （2）本邦研修・招へい

- ☒ 本プロジェクトでは、本邦研修・招へいを実施する。

本邦研修・招へい実施業務は、本契約の業務には含めず、別途契約書を締結して実施する（発注者が公開している最新版の「コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン」に準拠）

- ☒ 想定規模は以下のとおり。

目的・研修内容	プロジェクトの目的・成果達成を支援するもの。
実施回数	合計2回
対象者	カウンターパートの幹部、管理職、担当職員
参加者数	約10名/回
研修日数	約14日（移動日を含む）/回

## （3）その他

### ① 収集情報・データの提供

- 業務のなかで収集・作成された調査データ（一次データ）、数値データ等について、発注者の要望に応じて、発注者が指定する方法（Webへのデータアップロード・直接入力・編集可能なファイル形式での提出等）で、適時提出する。
- 調査データの取得に当たっては、文献や実施機関への照会等を通じて、対象国の法令におけるデータの所有権及び利用権を調査する。調査の結果、発注者が当該データを所有あるいは利用することができるものについてのみ提出する。
- 位置情報の取得は、可能な限り行うが、本業務においては、追加的に位置情報を取得する必要はなく、必然的に位置情報が付されるデータを対象とする。位置情報が含まれるデータについては次の様式に従い発注者に提出する。
  - データ格納媒体：CD-R（CD-Rに格納できないデータについては提出方法を発注者と協議）
  - 位置情報の含まれるデータ形式：KML もしくは GeoJSON 形式。ラスターデータに関しては GeoTIFF 形式。（Google Earth Engine を用いて解析を行った場合は、そのコードを業務完了報告書に合わせ提出）

## ② ベースライン調査

本業務では以下の対応を行う。

➤ 受注者は、プロジェクトの成果やプロジェクト目標の達成状況をモニタリング・評価するための指標を設定し、プロジェクト開始時点のベースライン値を把握する。具体的な指標入手手段についても明らかにし、モニタリングに向けた体制を整える。

➤ 受注者は、調査の枠組みや調査項目について、調査開始前に発注者と協議の上、C/P の合意を得る。ベースライン調査を経て指標の目標値の設定を行う際にも、同様に発注者及び C/P の合意を得ることとする。

## ③ インパクト評価の実施

本業務では当該項目は適用しない。

## ④ C/P のキャパシティアセスメント

本業務では以下の対応を行う。

➤ 受注者は、RJGC、DLS、民間の測量士を対象とし、統一国家地理座標系の導入および普及、ならびに CORS ネットワークの利活用に係る能力の現状の詳細な把握やキャパシティアセスメントを行い、その結果を踏まえ、その後の能力強化の重点項目や範囲、達成レベル等を設定する。

## ⑤ エンドライン調査

本業務では以下の対応を行う。

➤ プロジェクトの成果やプロジェクト目標の達成状況を評価するため、プロジェクト終了約半年前にエンドライン調査を実施し、C/P に結果を共有する。

➤ 受注者は、C/P との共同実施の可能性を追求しつつ、エンドライン調査の枠組みや調査項目については、開始前に発注者、C/P と協議の上、両者の合意を得る。

## ⑥ 環境社会配慮に係る調査

本業務では当該項目は適用しない。

## ⑦ ジェンダー主流化に資する活動

本業務では以下の対応を行う。

➤ 合意文書・事前評価表に記載されたジェンダー主流化の活動を実施する。モニタリングシート含む各種報告書等において、右の活動の進捗・成果を報告する。

- 関連するセクターの『JICA 事業におけるジェンダー主流化のための手引き』(特に「ジェンダーの視点に立った実施・モニタリング」)に則り、実施する。

## 第5条 報告書等

### 1. 報告書等

- 業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。提出の際は、Word 又は PDF データも併せて提出する。
- 想定する数量は以下のとおり。なお、以下の数量（部数）は、発注者へ提出する部数であり、先方実施機関との協議等に必要な部数は別途受注者が用意する。

本業務で作成・提出する報告書等及び数量

報告書名	提出時期	言語	形態	部数
業務計画書	契約締結後10営業日以内	日本語	電子データ	—
ワーク・プラン	業務開始後1ヶ月を目途	日本語及び 英語	電子データ	—
モニタリングシート	6ヶ月に1回	英語	電子データ	—
業務完了報告書	契約履行期限末日	日本語	製本	0部
			CD-R	2部
事業完了報告書	契約履行期限末日	日本語及び 英語	製本	0部
			CD-R	各1部

- 業務完了報告書及び事業完了報告書は、履行期限 3 ヶ月前を目途にドラフトを作成し、発注者の確認・修正を経て、最終化する。
- 本業務を通じて収集した資料およびデータは項目毎に整理し、収集資料リストを添付して、発注者に提出する。
- 受注者もしくは C/P 等第三者が従来から著作権を有する等、著作権が発注者に譲渡されない著作物は、利用許諾の範囲を明確にする。

記載内容は以下のとおり。

#### (1) 業務計画書

共通仕様書第6条に記された内容を含めて作成する。

#### (2) ワーク・プラン

以下の項目を含む内容で作成する。

- ① プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
- ② プロジェクト実施の基本方針

- ③ プロジェクト実施の具体的方法
- ④ プロジェクト実施体制（JCC の体制等を含む）
- ⑤ PDM（指標の見直し及びベースライン設定）
- ⑥ 業務フローチャート
- ⑦ 詳細活動計画（WBS : Work Breakdown Structure 等の活用）
- ⑧ 要員計画
- ⑨ 先方実施機関便宜供与事項
- ⑩ その他必要事項

### （3）モニタリングシート

発注者指定の様式に基づき作成する。

### （4）業務完了報告書

- ① プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
- ② 活動内容（PDM に基づいた活動のフローに沿って記述）
- ③ プロジェクト実施運営上の課題・工夫・教訓（業務実施方法、運営体制等）
- ④ プロジェクト目標の達成度
- ⑤ 上位目標の達成に向けての提言

添付資料（添付資料は作成言語のままでよい）

- （ア）PDM（最新版、変遷経緯）
- （イ）業務フローチャート
- （ウ）WBS 等業務の進捗が確認できる資料
- （エ）人員計画（最終版）
- （オ）研修員受入れ実績
- （カ）遠隔研修・セミナー実施実績（実施した場合）
- （キ）供与機材・携行機材実績（引渡リスト含む）
- （ク）合同調整委員会議事録等
- （ケ）その他活動実績

### （5）事業完了報告書

発注者指定の様式に基づき作成する。

## 2. 技術協力作成資料

本業務を通じて作成する以下の資料については、事前に相手国実施機関及び発注者に確認し、そのコメントを踏まえたうえで最終化し、当該資料完成時期に発注者

に共有する。また、これら資料は、業務完了報告書にも添付する。

- (1) CORS・データセンター運用・保守マニュアル
- (2) ITRF 座標変換マニュアル
- (3) ヨルダンにおける技術者育成のための研修マニュアル
- (4) 研修・ワークショップ実施結果報告書
- (5) セミナー・ハッカソン実施結果報告書

### 3. コンサルタント業務従事月報

業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の報告を作成し、発注者に提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、発注者に報告する。

- (1) 今月の進捗、来月の計画、当面の課題
- (2) 今月の業務内容の合意事項、継続検討事項
- (3) 詳細活動計画（WBS 等の活用）
- (4) 活動に関する写真

## 第6条 再委託

☒ 本業務では、以下の項目については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認める。

再委託契約の仕様・想定規模は以下のとおり。

項目	仕様	数量	見積の取扱
1 電子基準点整備に係る経費	機材の設置工事に係る再委託。	一式	定額計上
2 データセンタ一整備に係る経費	ソフトウェア、関連するシステム構築等) の設置工事に係る再委託。	一式	定額計上

## 第7条 機材調達

☒ 受注者は、業務の実施に必要と判断される以下の機材を「コンサルタント等契約における物品・機材の調達・管理ガイドライン」に沿って調達する。受注者は、C/Pと確認し、発注者・受注者協議の上で機材名/数量/仕様を最終的に確定する。

調達機材の想定規模は以下のとおり。

機材名	内容	数量	機材の別	見積の取扱
1 電子基準点整備に係る機材	・ CORS : 地上設置型、IGS仕様	1	供与機材	上限額
2 データセンタ一整備に係る機材	・ データセンターサーバー : ラックマウント型で、IGS（国際GNSSサービス）にリアルタイムデータを提供可能なものの。 ・ 解析ツール : ベースライン解析用（Berneseソフトウェア） ・ GNSS管理ソフトウェア : 50基の CORS の測量に必要なデータの収集、保存、解析、監視、及び提供を行えるもの。 ・ 追加ライセンス : DLS の GNSS 管理ソフトウェアに CORS を 1 基追加するためのライセンス。	1	供与機材	上限額

## 第8条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者が受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

## 案件概要表

## 1. 案件名（国名）

国名：ヨルダン・ハシェミット王国（以下、「ヨルダン」）

案件名：適切な土地管理のための統一国家地理座標システム実現に関する能力強化プロジェクト

Project for Capacity Development of Implementation of Unified National Geographic Coordinate System for Proper Land Management

## 2. 事業の背景と必要性

## （1）当該国における土地管理の現状・課題及び本事業の位置付け

ヨルダンでは、国家戦略である「Jordan 2025, A National Vision and Strategy」において、持続可能な都市化の推進、土地管理手法の強化及び土地利用の効率化が重点施策として掲げられている。また、政府の最優先戦略である「Economic Modernization Vision」においては、官民連携プロジェクト、メガプロジェクト、都市開発、ICT等が経済成長の原動力として位置付けられており、これらの推進にあたっては、土地の境界や建物の位置、インフラの配置等の正確な位置情報を把握することが不可欠である。

しかしながら、ヨルダン国内では測地基準座標系が統一されておらず、また現在使用されている座標系は国際基準に準じていないため位置情報に不整合が生じており、このためヨルダン国外の企業が参加する国際的なプロジェクト等において座標の混乱が発生したり、年間150万件以上に及ぶ土地取引においても現場での調整が必要となったりするなど、実務上の課題が顕在化している。

かかる状況を受け、本事業は、国際地球基準座標系（International Terrestrial Reference Frame。以下、「ITRF」）に基づく統一国家地理座標系の導入及び電子基準点（Continuously Operating Reference Station。以下、「CORS」）ネットワークの利活用に係る能力強化を図るものであり、これらはヨルダンの国家戦略と整合するとともに、座標系が統一されていないことによる混乱の解消及び全球測位衛星システム（Global Navigation Satellite System。以下、「GNSS」）測量における座標の整合性向上に資するものである。また、統一された座標系の整備は、土地管理を含む同国経済の多様なセクターにおける統一国家地理座標系の広範な利活用が期待されている。

以上から、王立ヨルダン地理センター（Royal Jordanian Geographic Center。以下、「RJGC」）及び国土測量局（Department of Lands and Survey。以下、「DLS」）は、統一国家地理座標系の導入及び普及とCORSネットワークの利活用に係る能力強化を通じた持続可能な経済成長の促進を目的として、本事業を要請した。

なお、本事業は、気候変動緩和及び適応の観点から、温室効果ガスを2030年までに31%削減する（うち5%は自助努力、26%は国際支援に依存）こと、ならびに水資源管理、都市レジリエンスの強化、災害リスクの低減等に対応するという、同国のパリ協定に基づく「自国が決定する貢献（NDC）」の目標と矛盾しないものである。

## （2）地理空間情報分野に対する我が国及びJICAの協力方針等と本事業の位置付け

我が国の「ヨルダン・ハシェミット王国国別開発協力方針」（2023年9月）では、「持続可能な経済成長に向けた基盤整備」を重点分野の一つとして位置付けており、土地

管理に関する本プロジェクトは、人口増加を踏まえた都市計画や都市基盤の整備、これらの実施を通じた雇用の創出にも貢献することが期待され、同方針に合致する。

JICA課題別事業戦略（グローバル・アジェンダ）「都市・地域開発」では、クラスター事業戦略「まちづくり～人々のためのまちへ Cities for People～」を定め、グリーン、レジリエント、インクルーシブな都市の発展を、デジタル等新しい技術を適切に活用の上実現・継続できる、サステナブルな都市を増やすことを目指している。その中でも、地理空間情報の整備・活用は、主要な取組みの一つに位置付けられており、本事業で手がける統一国家地理座標系の導入と普及、CORSネットワークの運用と維持のための能力強化は、地籍測量の迅速化・効率化による税収基盤強化にも期待でき、同アジェンダやクラスター戦略に直接貢献する。

さらに、本事業によって都市計画とその運用に必要なデータをつなぎ、活用するためのデータ連携基盤の整備を支援し、都市運営の高度化や人々の利便性の向上も期待できることから、持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals。以下、「SDGs」)のゴール11「包摂的で安全かつ強靭（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する」のターゲット11.3「2030年までに、包摂的かつ持続可能な都市化を促進し、すべての国々の参加型、包摂的かつ持続可能な人間居住計画・管理の能力を強化する」に貢献する。

### （3）他の援助機関の対応

2016年12月～2018年6月、欧洲連合によって、ヨルダンにおける実際の土地状況と地籍情報の不整合を軽減することでDLSを支援する「Twinning Project」が実施された。CORSとITRFのネットワーク構築、CORSの設置、またローカル測地系から国際測地系への変換に向けた調査が実施された。同プロジェクトにおける主要な実施機関はDLSであり、ステークホルダーとしてRJGCが関わった。

## 3. 事業概要

### （1）事業目的

本事業は、統一国家地理座標系の導入、戦略的パートナーシップによる普及促進、その維持及び活用に関する人材の育成を通じ、ヨルダンにおける当該座標系並びにCORSネットワークの利活用能力を強化し、土地管理の信頼性を向上させることで、都市計画、インフラ整備、不動産取引など多様な経済分野の発展に貢献するものである。

### （2）プロジェクトサイト／対象地域名

ヨルダン全土

### （3）本事業の受益者（ターゲットグループ）

- ・直接受益者：DLS及びRJGCの測量やCORS、またはその能力強化に係る部署に所属する職員。研修に参加する公的機関及び民間の測量士。
- ・最終受益者：ヨルダン国民

### （4）事業実施期間

2025年12月～2028年11月（計36カ月）

### （5）総事業費（日本側）

約3.5億円

(6) 事業実施体制

実施機関：RJGC  
DLS

プロジェクトディレクター：RJGCセンター長、DLS局長

プロジェクトマネージャー：RJGCプロダクト部長、DLS測量部長

(7) 投入（インプット）

1) 日本側

- ① 専門家派遣（合計約40M/M）：総括／CORS・データセンター管理計画  
CORS設置計画・導入／維持管理  
地理基準座標系  
地籍測量  
研修・セミナー・ワークショップ計画・ジェンダー
- ② 研修員受入：CORS・データセンター管理  
CORS設置計画・導入／維持管理  
地理基準座標系
- ③ 機材供与：CORS1基  
ヨルダン全土の全てのCORSからのGNSS観測データを収集するための分析ツール、ライセンス、ソフトウェア一式を備えたデータセンター1か所

2) ヨルダン側

- ① カウンターパート配置
- ② 業務予算の配分（機材調達の課税、カウンターパート要員の給与、ユーティリティ費用など）
- ③ 執務室及び設備（プロジェクト執務室、研修会場など）

(8) 他事業、他援助機関等との連携・役割分担

特になし。

(9) 環境社会配慮・横断的事項・ジェンダー分類

1) 環境社会配慮

- ① カテゴリ分類：C
- ② カテゴリ分類の根拠：本プロジェクトは「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2022年1月公布）上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。
- ③ 環境許認可：特になし
- ④ 汚染対策：特になし
- ⑤ 自然環境面：特になし
- ⑥ 社会環境面：特になし
- ⑦ その他・モニタリング：特になし

## 2) 横断的事項

特になし。

## 3) ジェンダー分類

【ジェンダー案件】「(GI(S)) ジェンダー活動統合案件」

<活動内容/分類理由>

本プロジェクトではジェンダー配慮の重要性を認識し、ジェンダー活動統合案件とし、プロジェクトのデザインや実施においては、ジェンダー平等や女性のエンパワメントに資する具体的な取組みをプロジェクトの基本合意文書に明記するとともに、C/P におけるジェンダー主流化のための意識づけを継続的に確認する。

具体的な活動内容は以下の通り。

- ① 成果 3「統一国家地理座標系に関するより広範で未来志向の人材能力開発」の達成指標として、プロジェクトで提供される研修に参加する技術者や測量士に占める女性の割合の下限を設定する。
- ② 同達成指標として、測量士資格取得に役立つ内容を含む地籍測量に関する研修に参加する女性の割合の下限を設定する。
- ③ プロジェクトで提供される研修などではジェンダー平等に心がけ、女性が自発的に参加でき実務につながる知識を身に付けられるような双方向型・実践的な内容を主軸とする。登録測量士における女性比率は約 10%と低く、その一因は砂漠地帯での長距離移動や機材運搬など体力的負担の大きさにあることから、本事業では ICT を活用した負担の少ない測量技術に関する知見を提供する。
- ④ プロジェクトで提供される地籍測量に関する研修などでは、測量業界におけるジェンダー意識の向上ないし定着に配慮した実施要領やプログラムの策定・推進に努める。

## (10) その他特記事項

特になし。

## 4. 事業の枠組み

### (1) 上位目標：

統一国家地理座標系が、土地管理を含むヨルダン経済の多様なセクターで広範に利活用される。

指標及び目標値：

1. プロジェクトで強化された統一国家地理座標系を利活用して実施された外部の事業・活動が最低XX件実施される。
2. プロジェクトで強化された統一国家地理座標系を利活用した地籍測量が最低XX件実施される。

### (2) プロジェクト目標：

適切な土地管理を可能にするITRFと調和した統一国家地理座標系の導入や維持及びCORSネットワークの利活用のための能力が強化される。

指標及び目標値：

1. RJGCによる統一国家地理座標系の計算サービスの継続
2. DLSによる関係機関へのGNSS観測データの提供の継続
3. 関係機関の間での統一国家地理座標系を用いた成果物の共有
4. 統一国家地理座標系と調和した土地登記測量による最低1件の不動産登記

### (3) 成果

- 成果1: 統一国家地理座標系の決定
- 成果2: 戦略的パートナーシップによる統一国家地理座標系の普及促進
- 成果3: 統一国家地理座標系に関する多分野・多機関の利活用に向けた人材能力開発

### (4) 主な活動

#### 成果1:

- 1-1: 適切な土地管理のための既存のCORS・データセンターのレビュー・改善
- 1-2: ITRFと調和したヨルダンのCORSの座標製品計算を可能にするCORSの設置
- 1-3: ITRFと調和したCORSの座標製品計算のためのデータセンターの設置
- 1-4: CORS・データセンターの維持管理のための計画・マニュアルの策定・実施
- 1-5: 統一国家地理座標系に向けたDLSの計画のレビュー・促進

#### 成果2:

- 2-1: ITRFと調和した統一国家地理座標系のための、RJGCとDLSの間のCORSに係る定期的な技術交流や維持管理協力の体制構築
- 2-2: RJGCによる統一国家地理座標系の公式導入
- 2-3: 統一国家地理座標系と調和した民間セクターのCORS座標を計算するRJGCによるサービスの実施
- 2-4: 統一国家地理座標系に基づく新たな土地登記測量の実現
- 2-5: 統一国家地理座標系のより広範な利活用を可能にする、官民セクター間のCORSに係る定期的な技術交流の体制構築

#### 成果3:

- 3-1: 公的セクターの測量士や技術者に対し CORS・統一国家地理座標系の研修の実施
- 3-2: 民間セクターの測量士に対し該当関係者による CORS を活用した統一国家地理座標系の研修の実施
- 3-3: 若年層の学生に対する CORS・地理空間情報の広報活動
- 3-4: CORS の利活用に関するセミナー・ワークショップ・新規アイデアを検討するイベントであるハッカソンの実施及びメディアによる啓発

## 5. 前提条件・外部条件

### (1) 前提条件

特になし。

### (2) 外部条件

- ・地域情勢における不安定化や安全保障上の問題が生じない。
- ・政権交代などにより治安悪化や大きな政策転換がない。

- ・国・地方自治体の関係機関の権限が変更されない。

## 6. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

タイ国「電子基準点に係る国家データセンター能力強化及び利活用促進プロジェクト」(2020年～2024年)では、複数の関係機関により設置されたCORSの統合が課題となり、プロジェクト活動においては、データの統合に相応の時間を要する状況となった。これを踏まえ、本事業において新たに設置するCORSのソフトウェア仕様については、今後の統合及び展開方針に沿って、互換性の確保及び調達コストの抑制を考慮した設計とする。

一方、カンボジア国「土地管理及びインフラ開発のための電子基準点整備プロジェクト」(2021年～2024年)では、設置されたCORSの外装デザインが先方実施機関により指定されたことにより、結果として設置費用の増加及び協議の難航を招いた。本プロジェクトでの新設に際しては、CORSの性能や維持管理の難易度に影響を及ぼさない仕様については、先方の要望の適用を最小限にとどめ、日本及び他国の事例を参考に、合理的かつ効率的な仕様決定を行う。

また、カンボジア国のプロジェクトにおいては、電離層擾乱によるCORSデータへの悪影響が確認されており、これに対応するため協力期間の延長が実施された。今後の技術移転においては、協力対象地域における同現象の発生リスクを十分に踏まえた対応を行う。

さらに、カンボジア国においては、国際測地系の承認が政府内で得られていないことが、プロジェクトの進捗に影響を及ぼした。測地系の不一致に起因する課題及びそれに対する相手国のニーズは既に確認されているが、引き続き、相手国政府に対しては、国家として統一された地理座標系の導入及びその活用に向けた積極的な取り組みを促す。

CORSの運営において、本事業の直接的な活動内容ではないものの、リアルタイムでのサービス提供には相応のコストや人員が必要であり、規模の拡大や経年によって維持管理の負担も増えるため、構築したCORS網の持続可能性について懸念が生じているケースもある。そのため本プロジェクトでは、実施機関の予算や人材配置について把握した上で、機材の供与は最小限とし、人材育成や能力強化に重点を置き実施する。

## 7. 評価結果

本事業は、ヨルダンの開発政策及び開発ニーズ並びに日本の援助政策に十分に合致しており、ITRFに基づく国家地理座標系の統一及びCORSネットワークの利活用のための能力強化を通じた適切な土地管理の実現に資するものであり、SDGsゴール11「持続可能な都市及び人間居住の実現」ターゲット11.3「都市化の促進、人間居住計画・管理の能力強化」及びゴール5「ジェンダー平等及び女性のエンパワメント」ターゲット5.b「実現技術の活用強化」の達成に貢献すると考えられることから、事業の実施を支援する必要性は高い。

## 8. 今後の評価計画

### (1) 今後の評価に用いる主な指標

4のとおり。

### (2) 今後の評価スケジュール

事業開始6ヶ月以内 ベースライン調査

事業完了3年後 事後評価

## 共通留意事項

## 1. 必須項目

## (1) 討議議事録 (R/D) に基づく実施

- 本業務は、発注者と相手国政府実施機関とが、プロジェクトに関して締結した討議議事録 (R/D) に基づき実施する。

## (2) C/P のオーナーシップの確保、持続可能性の確保

- 受注者は、オーナーシップの確立を充分に配慮し、C/P との協働作業を通じて、C/P がオーナーシップを持って、主体的にプロジェクト活動を実施し、C/P 自らがプロジェクトを管理・進捗させるよう工夫する。
- 受注者は、プロジェクト終了後の上位目標の達成や持続可能性の確保に向けて、上記 C/P のオーナーシップの確保と併せて、マネジメント体制の強化、人材育成、予算確保等実施体制の整備・強化を図る。

## (3) プロジェクトの柔軟性の確保

- 技術協力事業では、相手国実施機関等の職員のパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクト活動を柔軟に変更することが必要となる。受注者は、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を把握し、開発効果の最大化を念頭に置き、プロジェクトの方向性について発注者に提言する（評価指標を含めた PDM (Project Design Matrix)、必要に応じて R/D の基本計画の変更等。変更に当たっては、受注者は案を作成し発注者に提案する）。
- 発注者は、これら提言について、遅滞なく検討し、必要な対応を行う（R/D の変更に関する相手国実施機関との協議・確認や本業務実施契約の契約変更等）。なお、プロジェクト基本計画の変更を要する場合は、受注者が R/D 変更のためのミニツツ（案）及びその添付文書をドラフトする。

## (4) 開発途上国、日本、国際社会への広報

- 発注者の事業は、国際協力の促進並びに我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することを目的としている。このため、プロジェクトの意義、活動内容とその成果を相手国の政府関係者・国民、日本国民、他ドナー関係者等に正しくかつ広く理解してもらえるよう、発注者と連携して、各種会合等における発信をはじめ工夫して効果的な広報活動に務める。

### (5) 他機関/他事業との連携、開発インパクトの最大化の追求

- 発注者及び他機関の対象地域／国あるいは対象分野での関連事業（実施中のみならず実施済みの過去のプロジェクトや各種調査・研究等も含む）との連携を図り、開発効果の最大化を図る。
- 日本や国際的なリソース（政府機関、国際機関、民間等）との連携・巻き込みを検討し、開発インパクトの最大化を図る。

### (6) 根拠ある評価の実施

- プロジェクトの成果検証・モニタリング及びプロジェクト内で試行する介入活動の効果検証にあたっては、定量的な指標を用いて評価を行う等、根拠（エビデンス）に基づく結果提示ができるよう留意する。

## 2. 選択項目

施工時の工事安全対策に関する検討（建設・建築を伴うパイロット事業等を行う場合）

- パイロット事業等による建設工事の実施にあたっては、受注者は「ODA建設工事安全管理ガイド」に沿った工事安全管理を行う。
- 具体的には、建設工事入札時は応札者（コントラクター）から安全対策プランを、工事着工時はコントラクターから安全施工プランを提出させ、その内容をレビューする。また、施工中は安全施工プランに沿った施工が行われていることを確認すると共に、これらを含む安全対策全般に係る問題点があればコントラクターに対し改善を求める。

## 共通業務内容

## 1. 業務計画書およびワーク・プランの作成／改定

- 受注者は、ワーク・プランを作成し、その内容について発注者の承認を得た上で、現地業務開始時に相手国政府関係機関に内容を説明・協議し、プロジェクトの基本方針、方法、業務工程等について合意を得る。
- なお、業務を期分けする場合には第2期以降、受注者は、期初にワーク・プランを改訂して発注者に提出する。

## 2. 合同調整委員会（JCC）等の開催支援

- 発注者と相手国政府実施機関は、プロジェクトの意思決定機関となる合同調整委員会（Joint Coordinating Committee）もしくはそれに類する案件進捗・調整会議（以下、「JCC」）を設置する。JCCは、1年に1度以上の頻度で、（R/Dのある場合はR/Dに規定されるメンバー構成で）開催し、年次計画及び年間予算の承認、プロジェクトの進捗確認・評価、目標の達成度の確認、プロジェクト実施上の課題への対処、必要に応じプロジェクトの計画変更等の合意形成を行う。
- 受注者は、相手国の議長（技術協力プロジェクトの場合はプロジェクトダイレクター）がJCCを円滑かつ予定どおりに開催できるよう、相手国政府実施機関が行うJCC参加者の招集や会議開催に係る準備状況を確認して、発注者へ適宜報告する。
- 受注者は、必要に応じてJCCの運営、会議資料の準備や議事録の作成等、最低限の範囲で支援を行う。

## 3. 成果指標のモニタリング及びモニタリングための報告書作成

- 受注者は、プロジェクトの進捗をモニタリングするため、定期的にC/Pと運営のための打ち合わせを行う。
- 受注者は、発注者及びC/Pとともに事前に定めた頻度で（1年に1回以上とする）発注者所定のモニタリングのための報告書をC/Pと共同で作成し、発注者に提出する。モニタリング結果を基に、必要に応じて、プロジェクトの計画の変更案を提案する。
- 受注者は、上述の報告書の提出に関わらず、プロジェクト進捗上の課題がある場合には、発注者に適宜報告・相談する。
- 受注者は、プロジェクトの成果やプロジェクト目標達成状況をモニタリング、評価するための指標、及び具体的な指標データの入手手段を確認し、

C/P と成果指標のモニタリング体制を整える。

- プロジェクト終了の半年前の終了時評価調査など、プロジェクト実施期間中に発注者が調査団を派遣する際には、受注者は必要な支援を行うとともに、その基礎資料として既に実施した業務において作成した資料の整理・提供等の協力を行う。

#### 4. 広報活動

- 受注者は、発注者ウェブサイトへの活動記事の掲載や、相手国での政府会合やドナーミーティング、国際的な会合の場を利用したプロジェクトの活動・成果の発信等、積極的に取り組む。
- 受注者は、各種広報媒体で使用できるよう、活動に関連する写真・映像（映像は必要に応じて）を撮影し、簡単なキャプションをつけて発注者に提出する。

#### 5. 業務完了報告書／業務進捗報告書の作成

- 受注者は、プロジェクトの活動結果、プロジェクト目標の達成度、上位目標の達成に向けた提言等を含めた業務完了報告書を作成し、発注者に提出する。
- 業務実施契約を期分けする場合には、契約毎に契約期間中のプロジェクトの活動結果、プロジェクト目標の達成度、次期活動計画等を含めた業務進捗報告書を作成し発注者に提出する。
- 上記報告書の作成にあたっては、受注者は報告書案を発注者に事前に提出し承認を得た上で、相手国関係機関に説明し合意を得た後、最終版を発注者に提出する。

## 第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

### 1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

#### (1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

##### 1) 類似業務の経験

類似業務：測地・測量技術に関する能力強化・技術移転の業務、CORS 運用に係る技術移転・能力強化の業務

##### 2) 業務実施上のバックアップ体制等

#### (2) 業務の実施方針等

##### 1) 業務実施の基本方針

##### 2) 業務実施の方法

\* 1) 及び2) を併せた記載分量は、10 ページ以下としてください。

##### 3) 作業計画

##### 4) 要員計画

##### 5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

##### 6) 現地業務に必要な資機材

##### 7) その他

#### (3) 業務従事予定者の経験、能力

##### 1) 評価対象業務従事者の経歴

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する経験を記載願います。

・評価対象とする業務従事者の担当専門分野

➤ 業務主任者／〇〇

※ 業務主任者が担う担当専門分野を提案してください。

##### 2) 業務経験分野等

評価対象業務従事者を評価するに当たっての格付けの目安、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

## 【業務主任者（業務主任者／〇〇）格付の目安（2号）】

- ① 対象国及び類似地域： ヨルダン国及び全途上国
- ② 語学能力：英語

※ なお、類似業務経験は、業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

## 2. 業務実施上の条件

### （1）業務工程

本業務は2026年2月より開始し、2026年2月までにワーク・プラン、2029年3月までに業務完了報告書を作成・提出する

### （2）業務量目途と業務従事者構成案

#### 1) 業務量の目途

約 44.00 人月

本邦研修（または本邦招へい）に関する業務人月3.80人月を含む（本経費は定額計上に含まれる）。なお、上記の業務人月には、事前業務も含まれます。

業務従事者構成の検討に当たってはR/Dに記載されている専門家の専門分野に留意すること。

#### 2) 渡航回数の目途 延べ32回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

### （3）現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。

➢ インフラ環境整備：ソフトウェア、関連するシステム構築等の機材本体の設置工事に係る再委託。

### （4）配付資料／公開資料等

#### 1) 配付資料

➢ 詳細計画策定調査報告書  
➢ R/D（写）

#### 2) 公開資料

➢ JICA グローバル・アジェンダ（課題別事業戦略）1. 都市・地域開発

[https://www.jica.go.jp/Resource/activities/issues/urban/ku57pq00002cu424-att/urban\\_text.pdf](https://www.jica.go.jp/Resource/activities/issues/urban/ku57pq00002cu424-att/urban_text.pdf)

➢ クラスター「まちづくり～人々のためのまちへ Cities for People～」  
[https://www.jica.go.jp/activities/issues/urban/\\_icsFiles/afieldfile/2025/01/07/20241210\\_cleanrev2\\_2.pdf](https://www.jica.go.jp/activities/issues/urban/_icsFiles/afieldfile/2025/01/07/20241210_cleanrev2_2.pdf)

#### (5) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。なお、詳細については、R/Dを参照願います。

便宜供与内容		
1	カウンターパートの配置	有
2	通訳の配置	無
3	執務スペース	有
4	家具（机・椅子・棚等）	有
5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wi-Fi	有

#### (6) 安全管理

特になし

### 3. プрезентーションの実施

本案件については、プレゼンテーションは実施しません。

### 4. 見積書作成にかかる留意事項

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版を参照してください。

（URL:<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

#### (1) 契約期間の分割について

第1章「1. 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

#### (2) 上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積が提出された場

合、同提案・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案の内容については、プロポーザルには記載せず、別提案・別見積としてプロポーザル提出時に別途提出してください。

別提案・別見積は技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるか否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

- ① 超過分が切り出し可能な場合：超過分のみを別提案・別見積として提案します。
- ② 超過分が切り出し可能ではない場合：当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

(例) セミナー実施について、オンライン開催（上限額内）のA案と対面開催（上限超過）のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上します。B案については、A案の代替案として別途提案することをプロポーザルに記載の上、別見積となる経費（B案の経費）とともに別途提出します。

### 【上限額】283,489,000円（税抜）

※ 上記の金額は、下記（3）別見積としている項目、及び（4）定額計上としている項目を含みません（プロポーザル提出時の見積には含めないでください）。

※ 本見積が上限額を超えた場合は失格となります。

#### （3）別見積について（評価対象外）

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。下記のどれに該当する経費積算か明確にわかるように記載ください。下記に該当しない経費や下記のどれに該当するのかの説明がない経費については、別見積として認めず、自社負担とします。

- 1) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 2) 上限額を超える別提案に関する経費
- 3) 定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

#### （4）定額計上について

本案件は定額計上があります（19,558,000円（税抜））。

以下の費目を定額計上とします。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契

約しますので、プロポーザル提出時の見積には含めないでください。

また、プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内での提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めます。定額を超える別提案をする場合は別見積としてください。その場合、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者からの見積による積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

	対象とする経費	該当箇所	金額（税抜）	金額に含まれる範囲	費用項目
1	電子基準点整備に係る工事	第2章 第4条 2.(1) 成果1 活動1-2、活動1-3	3,000,000円	機材の設置工事に係る再委託。	再委託
2	データセンタ整備に係る工事	第2章 第4条 2.(1) 成果1 活動1-2	3,000,000円	ソフトウェア、関連するシステム構築等)の設置工事に係る再委託。	再委託
3	本邦研修(本邦招へい)にかかる経費	第2章 第4条 2.(2)	13,558,000円	報酬(事前業務(3号0.4人月/回、5号1.0人月/回、計2.8人月/2回で想定、提案は認めない)、及び同行(現時点では3号1.0人月/2回:研修内容を踏まえ提案、見直し可)、直接経費1,996,000円/2回)	報酬 国内業務費

(5) 見積価格について

各費目にて合計額（税抜き）で計上してください。  
(千円未満切捨て不要)

(6) 旅費（航空賃）について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。  
払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃、及びやむを得ない理由によりキャンセルする場合の買替対応や変更手数料の費用（買替対応費用）を加算することができます。買替対応費用を加算する場合、加算率は航空賃の10%としてください（首都が紛争影響地域に指定されている紛争影響国を除く）。

(7) 機材について

業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

(8) 外貨交換レートについて

1) JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。  
(URL:[https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/rate.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html))

(9) その他留意事項

- 1) ヨルダン国内における宿泊料については、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン・別添資料3」のとおり、19,000円（19,000円対象地域以外の活動無し）としますので、提案での活動計画に沿って当該価格を以てお見積りください。
- 2) また、滞在日数が30日又は60日を超える場合の遅減は適用しません。

別紙4：プロポーザル評価配点表

## プロポーザル評価配点表

評 価 項 目	配 点	
<b>1. コンサルタント等の法人としての経験・能力</b>	<b>(10)</b>	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)	
ア) 各種支援体制（本邦／現地）	3	
イ) ワークライフバランス認定	1	
<b>2. 業務の実施方針等</b>	<b>(70)</b>	
(1) 業務実施の基本方針、業務実施の方法	60	
(2) 要員計画／作業計画等	(10)	
ア) 要員計画	5	
イ) 作業計画	5	
<b>3. 業務従事予定者の経験・能力</b>	<b>(20)</b>	
<b>(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価</b>	<b>業務主任者のみ</b>	<b>業務管理グループ/体制</b>
1) 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者</u> ／○○	(20)	(8)
ア) 類似業務等の経験	10	4
イ) 業務主任者等としての経験	4	2
ウ) 語学力	4	1
エ) その他学位、資格等	2	1
2) 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者</u> ／○○	(-)	(8)
ア) 類似業務等の経験	-	4
イ) 業務主任者等としての経験	-	2
ウ) 語学力	-	1
エ) その他学位、資格等	-	1
3) 業務管理体制	(-)	(4)